

延岡市自転車等駐車場条例（案）に関する意見に対する市の考え方

○意見募集期間：令和5年6月8日～令和5年7月7日

○結果：提出者8名 提出された意見12件

No.	意見の分類	意見の概要	市の考え方
1	肯定的な意見	この条例の内容で良いと思いました。	条例を制定することで、市が責任を持って適切な管理運営を行って参ります。
2	肯定的な意見	市民の方からの声であるならば、必要な事だと思います。特に、延岡南駅は、学生さんが多く利用しているのではないのでしょうか。私自身は利用しませんが、自分の子供がいつか、お世話になる日が来るかもしれません。子育てしやすい延岡市、暮らしやすい延岡市につながるよう、条例を作って整備をしてあげてください。	
3	肯定的な意見	市駐輪場として管理していくのであれば、市民の皆さんも安心だと思います。	
4	肯定的な意見	南延岡駅を自転車で利用される方々に駐輪場の整備は必要であり、また、美化環境の視点からも是非お願い致します。尚、利用される方々の自覚が必要ではと思います。	条例を制定することで、市が責任を持って適切な管理運営を行って参ります。 本駐輪場は高校生の利用率が高い駐輪場ですので、本市におきましては、年度初めに駐輪場の利用マナーについて、また、卒業シーズン前には自転車を放置しない旨を、学校を通じて文書やメール等で啓発して参ります。
5	条例への意見	延岡市自転車等駐車場条例（案）ならば、エリアを南延岡駅周辺の場所以外も含めた条例にすべき。	現在、本市において管理する駐輪場のみの単体の施設は、南延岡駅駐輪場だけになります。 今後、同様の施設を設置した場合、延岡市自転車等駐輪場条例（以下、条例（案）とする。）第3条に追記していくこととなります。
6	条例への意見	南延岡駅周辺での駐輪場以外の自転車の取り扱いも条例化すべき。	本市では、道路法に基づき放置自転車の対応を行っており、良好な環境を保っておりますので、現状、放置自転車による通行障害が出ているなどの事案は発生していないと考えております。そのため、喫緊の条例化の必要はないと考えておりますが、今後とも状況を注視し、さらなる対策の必要性の有無等を判断して参ります。
7	条例への意見	第4条について、現在使われている乗り物は昭和35年道路交通法の規定より多種になってきている。（例：電動キック等）具体的に入れないと分別できない。付則したほうがよいのではないかと。	電動キックボード等の特定小型原動機付自転車は、条例（案）第4条に記載の道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車に該当するため、本条例（案）の対象となります。 条例には具体名を記載せず、法令に基づく定義を記載することとしております。
8	条例への意見	第10条「・・・起算して6月を・・・」と読ませるより6カ月とした方がよいのではないかと。	法令、条例等において、「起算して〇月」という期間の規定については、暦の年・月と混同するおそれのない限り、「箇」を用いずに記載することになっておりますので、条例（案）においては、「6月」としております。

延岡市自転車等駐車場条例（案）に関する意見に対する市の考え方

○意見募集期間：令和5年6月8日～令和5年7月7日

○結果：提出者8名 提出された意見12件

No.	意見の分類	意見の概要	市の考え方
9	その他の意見	放置自転車の原因の一つとして、高校生の卒業後の自転車の処分の問題があると思う。根本原因を排除する方策として、レンタ自転車を復旧するか、3年間の個人レンタ自転車の方法もあると思う。	ご意見のとおり、高校の卒業生の物と思われる自転車も多いことから、本市におきましては、駐輪場の利用マナーや特に卒業シーズン前には、自転車を放置しない旨を、学校を通じて文書やメール等で啓発することとしております。 また、本市へ帰属された放置自転車につきましては、スクラップ等をはじめ適切な処理を行うこととなりますが、例えば、壊れていないものや修理すれば再利用が可能なものなどの状態の良い自転車につきましては、再利用することも検討して参りたいと考えております。
10	その他の意見	自転車等駐車場条例を明示し告示表示する放置自転車の期限がきたものについては、市民に公開譲渡会を催す。無償とする。	
11	その他の意見	市の立場からすればよく練った案であると思う。私は利用者ではないので目線になれない。ただ、現地写真をみて犯罪につながるのではと思った。	ご意見のとおり、現在の南延岡駅駐輪場は、放置自転車も存在するなど混雑としていて、利用しづらい状況となっております。そのため、市が条例を新たに制定し、それに基づき駐輪場を適切に管理運営することで、懸念される犯罪の防止に繋がると考えております。
12	その他の意見	私が高校の頃、友達が早稲から延岡迄汽車通学していました。当時駐輪場がありましたが、盗難にあった子がいるとの話も聞いたことがありました。盗難は被害者も困るのは当然ですが、犯罪者を生み出すことにもなるので、両者を産み出さない様な構造も取り入れた方が良く思います。 「盗難にあった時は本人には防犯カメラの開示をする」みたいな案もあっても良いのでは。	南延岡駅駐輪場におきましては、延岡警察署が施錠の啓発ポスターを掲示しております。本駐輪場は高校生の利用率が高い駐輪場ですので、本市におきましては、駐輪場の利用マナーや自転車を放置しない旨と併せまして、施錠の啓発を行って参ります。 併せて、市が条例を新たに制定し、それに基づき駐輪場を適切に管理運営することで、懸念される犯罪の防止に繋がると考えております。 なお、条例制定後、盗難などの事案が多発した場合には、警察等とも協議の上、防犯に繋がるような対策も検討して参ります。